

大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援業務（家事支援） 委託事業者募集要項

1 目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員（以下、「支援員」という。）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、子育て世帯訪問支援事業を実施します。

本事業の実施にあたり、適切なサービスを提供できる事業者を広く公募します。

2 業務内容等

(1) 業務の名称

大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援業務（家事支援）

※社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業

(2) 業務の概要

別紙「大阪狭山市子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援業務（家事支援）仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで（年度ごとの更新）

(4) 委託料

項目	金額
訪問支援費（8時～18時）	3,140円／時間
訪問支援費（18時～19時）	3,925円／時間
交通費分（1回あたり）	1,000円／回
管理費分（1回あたり）	1,000円／回
キャンセル料	1,000円／回

※上記の金額には、利用者負担額が含まれます。

※1時間未満の端数がある場合は、30分以下は切り捨て、31分以上は1時間に切り上げとします。

※支援時間は、支援員が利用者宅に到着してから退去するまでの間の実質支援時間とします。

※キャンセル料は、利用日の前日（土日、祝日、年末年始を除きます）午後5時までに連絡がなく、キャンセルされた場合の1回あたりの金額とします。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

(1) 次の要件をすべて満たす支援員が派遣できる事業者であること。

① 次のいずれかの資格または経験を有すること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う資格を有する者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う資格を有する者

ウ 家事代行に関する研修^{※1}を修了している者

※1 接客・コミュニケーション、コンプライアンスと守秘義務、掃除・洗濯・調理の技術など
エ 業務として家事代行業務の実績がある者

② 大阪狭山市長（以下、「市長」という。）が指定する研修^{※2}を修了した者（一部別の研修で代替できると市長が判断した者を除く。）

※2 子育て世帯訪問支援事業について（事業の目的・内容・支援の方法）、個人情報取扱いについて（適切な管理や守秘義務等）、大阪狭山市の子育て支援施策、事故予防について、救急救命講習（AEDの使用方法等）

③ 次の欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(2) 大阪狭山市（以下、「市」という。）内での事業の適切な実施が可能であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号いずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立て又は再生手続き中でないこと。

(5) 大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年大阪狭山市要綱第32号）に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表第1各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 事業開始までの流れ

(1) スケジュール

	内容	日程
1	募集要項配布	令和9年2月12日（金）まで
2	応募書類申込受付期間	令和9年2月12日（金）まで
3	審査	月1回実施
4	契約締結	書類審査後（目安：提出後約1箇月）

(2) 選定方法

本募集要項に定める応募資格をすべて満たし、提出書類の内容が適切であると認められるすべての事業者と委託契約を締結します。

5 応募手続き等

(1) 応募方法

以下の応募書類を大阪狭山市子ども家庭支援グループ（子ども家庭センター）へ持参又は郵送にて提出してください。

	書類名	様式	備考
1	応募申込書兼誓約書	様式第1号	
2	事業者概要	様式第2号	
3	訪問支援員名簿（家事支援）	様式第3-1号	
4	個人情報保護に関する誓約書兼欠格事由確認書	様式第4号	
5	訪問支援員研修 受講報告書 ※研修受講予定の場合は、その旨を記載した書類を提出し、契約締結までに受講を完了すること	様式第5号	
6	支援員の資格・経験証明書類 次のいずれかの書類を提出してください。 ア：介護保険法に規定する 訪問介護を行うことができる旨 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 居宅介護を行うことができる旨 が確認できる書類の写し イ：家事代行に関する研修を修了している旨が分かる書類（任意様式） ウ：業務として行った家事代行の実績を証明できる書類（任意様式）		訪問支援員ごとの提出が必要です。
7	傷害保険・賠償責任保険等に加入していることが分かる書類		

(2) 書類提出先・問い合わせ先

〒589-0005 大阪狭山市狭山4丁目2303番地の2

(受付時間：平日午前9時～午後5時30分)

大阪狭山市こども家庭支援グループ（こども家庭センター）担当 東野

電話 072 (349) 8016

Mail kodomokatei@city.osakasayama.osaka.jp

(3) 提出期限

令和9年2月12日（金）まで

ただし、審査は毎月第2金曜日を締切として順次実施します。書類提出後、約1箇月以内に審査結果を通知します。（最新の募集状況は市ホームページをご確認ください。）

6 応募にかかる経費負担等について

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 応募に要する費用（応募書類の作成等）は、すべての事業者の負担とし、応募にかかる経費及び準備に要した費用等の損害賠償には一切応じません。

(3) 当該募集は、あくまでも事業者の募集を行うもので、委託期間内で必ずサービスの提供を約束するものではありません。